

議第10号

高山市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

高山市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年2月28日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

介護保険法等の改正に伴い改正しようとする。

高山市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

高山市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成26年高山市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）<u>第115条の46第4項</u>の規定に基づき、地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(人員に係る基準及び当該人員の員数)</p> <p>第2条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3千人以上6千人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の人員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）<u>第140条の68第1項</u>に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）<u>第115条の46第5項</u>の規定に基づき、地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(人員に係る基準及び当該人員の員数)</p> <p>第2条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3千人以上6千人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の人員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）<u>第140条の68第1項第1号</u>に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であって、当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えないものをいう。）その他これに準ずる者 1人</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成25年度までに主任介護支援専門員研修（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。）を

修了した者に係るこの条例による改正後の高山市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例第2条第3号の規定については、次の表の左欄に掲げる主任介護支援専門員研修の修了時の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる期日から適用するものとする。

主任介護支援専門員研修の修了時	適用期日
平成23年度までに修了した者	平成31年4月1日
平成24年度及び平成25年度に修了した者	平成32年4月1日